

○学校法人聖光学園個人情報取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖光学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、学園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は次の通りとする。

(1) 個人情報 生存する個人（現在及び過去の園児や保護者、役員、職員及び学園に係る者すべてを含む。）に関する情報であり、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等によって特定の個人を識別することができるもの。

イ 当該情報と他の情報を容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるもの。

ウ 個人識別符号（個人情報保護法で定められた、指紋データや顔認識データのような個人の身体の特徴をコンピュータの用に供するために変換した文字、番号、記号等の符号、旅券番号や運転免許証番号のような個人に割り当てられた文字、番号、記号等の符号）が含まれるもの。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被った被害の事実等、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として個人情報保護法、政令・規則に定められた情報をいう。

(3) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索ができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いない場合であっても個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

(4) 個人データ 学園が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報を用いる。

(5) 保有個人データ 学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供のすべてを行うことができる権限を有する「個人データ」を用いる。

(6) 個人情報保護委員会 個人情報保護法に基づき設置された機関

(責務)

第3条 学園は、個人情報収集、保管、又は利用するにあたって、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 学園の職員は職務上知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

3 学園は、個人の権利利益を害するおそれが高いものとして個人情報保護法施行規則で定める個人データの漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人（未成年の場合は本人の保護者とする。（以下「本人等」という。））に対し当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

(個人情報取扱管理者)

第4条 学園は、この規程の目的を達成するため、個人情報取扱管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、塩釜聖光幼稚園園長及び利府聖光こども園園長をもって充てる。

3 管理者は、この規程に基づき、次の事項を統括管理する。

- (1) 個人情報保護に関する安全管理措置の実施
- (2) 個人情報漏えい等の事故に対する適切な対処
- (3) 個人情報保護に関する教育訓練制度の整備
- (4) 個人データ取扱い委託先の管理・監督
- (5) その他個人情報保護に関する必要な業務

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報を収集するときは、その利用目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。また、その利用目的はあらかじめ公表しておくか、個人情報を収集する際に本人等に通知しなければならない。

2 個人情報を収集するときは、本人等から、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 法令に定めがあるとき
- (2) 本人等の同意があるとき
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき
- (5) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、特定した利用目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 法令に定めがあるとき
- (2) 本人等の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき
- (4) 公衆衛生の向上、又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難なとき
- (5) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (6) 学園内における業務上及び事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害する恐れが無いと認められるとき

(要配慮個人情報の収集)

第7条 要配慮個人情報は、合理的な理由が認められない限り収集しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を収集しなければならないときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得なければならない。

- (1) 前条に該当するとき
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人等、国の機関、地方公共団体等により公開されているとき
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 個人情報保護法第27条第5項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第8条 学園は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人データの漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 学園は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

3 学園は、個人情報の利用目的に関し、保有の必要がなくなった個人データについては、遅滞なく消去しなければならない。

(外部委託)

第9条 学園は、個人データの取扱いの全部又は一部を学園以外の者に委託する場合は、本人等の個別の同意なくして、委託に係る事務処理に必要なかつ不可欠な範囲で、学園が保有する個人データを当該委託先に提供することができる。

2 学園は、提供した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 学園は、委託先の選定に当たって、委託先の業務、管理体制、規程整備等の状況

を確認し、個人データの安全管理措置が充分になされることを確認するものとする。

- 4 学園より個人データの取扱いの委託を受けた者は、学園より委託を受けた個人データの取扱いの全部又は一部を、他人に再委託することはできないものとする。ただし、学園の事前の承認を得た場合は、この限りではない。

第4章 開示及び訂正等

(自己情報の開示請求)

第10条 本人等は、学園に対し、当該本人が識別される個人データについて、開示の請求（以下、「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 本人等が委任した代理人は、本人等に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
- 3 学園は、開示請求を受けたときは、身分証明書等で本人等の確認を行ったうえで、遅滞なく、その保有個人データを開示する。
- 4 前項の求めに対する開示は、当該本人が識別される個人データが存在しないときにその旨を通知することを含むものとする。
- 5 第1項の開示請求は、必要な事項を明記した文書（様式第1号）を学園あてに提出するものとする。

(開示の決定)

第11条 学園は、開示請求を受けたときは、遅延なく当該開示請求に係る個人情報の開示の可否について決定をしなければならない。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部について開示をしないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 学園は、保有個人データの全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、本人等に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第12条 開示の方法は、記録文書の写しを交付又は閲覧することにより行う。この場合において、保有個人データがコンピュータファイル等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

- 2 開示請求をした者の同意がある場合、又は前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(手数料等)

第13条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 自己情報の開示又は閲覧等を請求して、記録文書の写しの交付その他物品の供

与を受けるものは、次に定める費用を負担するものとする。

- (1) 単色刷り 1枚10円
- (2) 多色刷り 1枚30円
- (3) その他実費相当額
(訂正等)

第14条 本人等は、学園に対し、第11条第1項の規定による開示の決定を受けた当該本人が識別される保有個人データに誤りがあると認められる場合は、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。

2 学園は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人等に文書で通知しなければならない。

3 第1項の請求は必要な事項を明記した文書(様式第2号)を、学園あてに提出するものとする。

4 第10条第2項の規定は、個人情報の訂正、追加又は削除を請求する場合について準用する。

第5章 不服の申立て

(不服の申立て)

第15条 本人等は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、学園に対し、不服の申立て(以下「不服申立人」という。)をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、本人等であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、学園あてに提出するものとする。

3 学園は、第1項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。この場合において、学園は必要に応じ、不服申立人、その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 学園は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。

第6章 雑 則

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、2025年10月1日から施行する。